# 利根町告示第44号

平成26年第3回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年8月22日

利根町長 遠 山 務

- 1. 招集の日 平成26年9月2日
- 2. 招集の場所 利根町議会議場

# 平成26年第3回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	9. 2	火	本会議	開会 提出議案説明 質疑・特別委員会付託	午前10時
2	9.3	水	委員会	付託審査 (決算審査特別委員会)	午前10時
3	9.4	木	委員会	付託審査(決算審査特別委員会)	午前10時
4	9. 5	金	委員会	付託審査 (決算審査特別委員会)	午前10時
5	9.6	土	休 会	議案調査	
6	9. 7	日	休 会	議案調査	
7	9.8	月	委員会	付託審査(決算審査特別委員会)	午前10時
8	9.9	火	本会議	一般質問(3人)	午後1時
9	9.10	水	本会議	一般質問(3人)	午後1時
10	9.11	木	本 会 議	一般質問(2人)	午後1時
11	9. 12	金	本 会 議	質疑・討論・採決 委員長報告・質疑・討論・採決 閉会	午前10時

# 平成26年第3回 利根町議会定例会会議録 第1号

平成26年9月2日 午前10時開会

# 1. 出席議員

1番	石	Щ	肖	子	君	7番	白	旗		修	君
2番	新	井	邦	弘	君	8番	高	橋	_	男	君
3番	花	嶋	美清	青雄	君	9番	今	井	利	和	君
4番	船	JII	京	子	君	10番	五十	一嵐	辰	雄	君
5番	守	谷	貞	明	君	11番	若	泉	昌	寿	君
6番	坂	本	啓	次	君	12番	井	原	正	光	君

# 1. 欠席議員

なし

# 1. 説明のため出席した者の氏名

町					長	遠	山		務	君
教	育				長	伊	藤	孝	生	君
総		務	課		長	髙	野	光	司	君
企	画	財	政	課	長	秋	Щ	幸	男	君
税		務	課		長	石	井	博	美	君
住		民	課		長	井	原	有	_	君
福		祉	課		長	石	塚		稔	君
保	健 福	祉セ	ンタ	一月	<b>f</b> 長	岩	戸	友	広	君
環	境	対	策	課	長	蓮	沼		均	君
保隆	食年金詞	課長兼[	国保診療	務長	大	野	敏	明	君	
経		済	課		長	矢	口		功	君
都	市	建	設	課	長	鬼	澤	俊	_	君
会		計	課		長	菅	田	哲	夫	君
学	校	教	育	課	長	海老	芒原	貞	夫	君
生	涯	学	習	課	長	坂	田	重	雄	君
監		査	委		員	五十	一嵐		弘	君

#### 1. 職務のため出席した者の氏名

 議 会 事 務 局 長
 酒 井 賢 治

 書
 記 宮 本 正 裕

 書
 飯 田 江理子

#### 1. 会議録署名議員

 1番
 石山肖子君

 2番
 新井邦弘君

### 1. 議事日程

#### 議事日程第1号

平成26年9月2日(火曜日) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第30号 平成26年度利根町一般会計補正予算(第2号)の専決処分について

日程第4 議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第32号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例

日程第6 議案第33号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例

日程第7 議案第34号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例

日程第8 議案第35号 利根町消防団設置条例

日程第9 議案第36号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の 増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

日程第10 議案第37号 平成26年度利根町一般会計補正予算 (第3号)

日程第11 議案第38号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第39号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第13 議案第40号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第41号 平成26年度利根町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第42号 平成26年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第43号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第44号 財産の取得について

日程第18 議案第45号 平成25年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第19 議案第46号 平成25年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第20 議案第47号 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の

件

日程第21 議案第48号 平成25年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第22 議案第49号 平成25年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第23 議案第50号 平成25年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

の件

日程第24 議案第51号 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の

件

日程第25 休会の件

#### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第30号

日程第4 議案第31号

日程第5 議案第32号

日程第6 議案第33号

日程第7 議案第34号

日程第8 議案第35号

日程第9 議案第36号

日程第10 議案第37号

日程第11 議案第38号

日程第12 議案第39号

日程第13 議案第40号

日程第14 議案第41号

日程第15 議案第42号

日程第16 議案第43号

日程第17 議案第44号

日程第18 議案第45号

日程第19 議案第46号

日程第20 議案第47号

日程第21 議案第48号

日程第22 議案第49号

日程第23 議案第50号

日程第24 議案第51号

日程第25 休会の件

午前10時00分開会

〇議長(井原正光君) おはようございます。

一言申し上げます。

8月20日、広島市で大きな土砂災害が発生し、死者・行方不明者70人に及ぶ大惨事となりました。土砂災害から2週間が過ぎようとしています。今も大勢の方が避難生活を続けております。亡くなられた方々のご冥福と一日も早い復興をお祈り申し上げます。

利根町では土砂災害防止法に基づく警戒区域が12カ所ございますが、これら全て特別警戒区域に指定されております。改めて防災の意識を高める必要があると感じた次第であります。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成26年第3 回利根町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

○議長(井原正光君) 日程に入る前に諸般の報告を行います。

町長から、平成25年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率報告書、及び監査委員から、平成26年5月分から平成26年7月分の現金出納検査の結果について報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長(井原正光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、

1番 石山肖子議員

2番 新井邦弘議員

を指名します。

○議長(井原正光君) 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの通算11日間にしたいと思います。これにご

異議ありませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井原正光君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月12日まで の11日間に決定しました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりであります。

○議長(井原正光君) 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明 を求めます。

遠山 務町長。

# [町長遠山 務君登壇]

**〇町長(遠山 務君)** 皆さんおはようございます。平成26年第3回定例議会に当たりまして、総括の説明をさせていただきます。

平成26年第3回利根町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご 多様中のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

最初に、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政等の一端を申し上げたいと思います。まず、世界に目を向けますと、中国雲南省で去る8月3日、マグニチュード6.5の地震が

また、この夏、国内では台風12号、11号が襲来し、7月30日以降、特に東日本を中心に大きな被害をもたらしました。台風12号では、特に四国地方で降り始めからの雨量が1,000ミリを超えたところや、また、台風11号では、特に三重県で記録的な大雨により浸水被害や住宅被害が相次ぐなど、各地で甚大な被害が出ました。

発生し、死者や行方不明者、そして多くの負傷者が出たと報道されております。

そしてお盆前後にかけましては、近畿地方を中心に大雨による被害が発生、追い打ちをかけたように広島市では大規模土砂災害が発生し、住宅が土石流に飲み込まれ、多数の死者や行方不明者が出るなど、大変痛ましい災害が起きました。

この場をおかりして、地震、そして台風や前線による大雨で被害に遭われました被災者 の皆様に対し、謹んでお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々に対しまして、 心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、国内の経済雇用情勢に触れますと、内閣府は8月26日、先行きについて駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下触れなどの懸念を示しつつも、「景気は緩やかな回復基調が続いており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある」と、7月に引き続き同様の基調判断を示しております。

また、厚生労働省が8月29日に発表した7月の有効求人倍率は1.10倍と、前月同様22年 ぶりに高水準となっております。

一方で、総務省による労働力調査では、2カ月連続で悪化し、7月の完全失業率は3.8% と、人手不足などを背景に新たに仕事を探す人が、女性を中心に増加したことなどによっ て、労働市場はこれまで改善傾向が続いてきたものの、ここに来て一服感が出てきたとの 見方がされているところでございます。

現在、国内はこのような経済雇用情勢ではありますが、今後もこうした社会情勢の先行きとあわせ、国や県の動向などを注視しながら町政運営に当たっていきたいと考えております。

それでは、ここで当町における主な事業の進捗状況についてご報告申し上げたいと思います。

まず、防災関係ですが、7月29日、役場町長公室におきまして、大手メーカーの伊藤園 と災害時における飲料水の提供に関する協定の締結式を行いました。この協定内容でござ いますが、町が災害警戒本部もしくは災害対策本部を設置し、伊藤園へ飲料水提供の要請 を行うことで、伊藤園の営業拠点が保有する飲料水を提供していただくことのほか、町の 施設にある自動販売機内、伊藤園の自動販売機内でありますが、その在庫が救援物資とし て無償で提供していただくことができるというものであります。

次に、福祉関係ですが、臨時福祉給付金と子育て世帯特例給付金の支給決定状況についてご報告いたします。

消費税率引き上げに伴い、低所得者に対する適切な配慮を目的とした臨時福祉給付金と子育で世帯への影響緩和と消費の下支えを図ることを目的とした子育で世帯特例給付金でございますが、8月15日現在、臨時福祉給付金については支給決定が1,676人で、対予算比率は52.4%、子育で世帯臨時特例給付金については、支給決定が1,209人で、対予算比率では75.6%という状況となっております。

次に、道路の整備状況でございますが、昨年度から実施している都市再生整備計画事業を、5カ年の年次計画で引き続き実施しているところでございます。この事業の進捗状況でございますが、羽根野台地内、町道112号線、文間保育園付近と押戸地内、それと大房地内につきましては、全て工事を発注いたしました。

また、さきの3・11の東日本大震災の災害復旧事業ですが、利根中の北側につきましては、 6月に工事を発注しており、新立木橋の段差解消と、利根ニュータウン西側道路について は、工事を完了しております。

次に、土地利活用関係について申し上げます。

8月1日ですが、役場多目的ホールにおきまして、利根町土地利活用推進協議会が開催されました。協議会では、日本ウェルネススポーツ大学から町に提案があった旧利根中学校跡地の第1グラウンドの利活用について、大学から詳細な説明があり、審議が行われました。

審議の結果、大学側でグラウンドの整備や管理を行うため、町では管理費用がかからないことや、町民が無償で整備されたグラウンドを利用できること、また、健康増進を図る 事業やスポーツ活動、スポーツ推進事業、地域活性化事業といった地域連携事業を実施す ることで、町民のさらなる健康増進につながるといった理由で、町の条例に基づき無償で貸しつけることで承認されました。

これを受けまして、町では8月12日付で公有財産使用貸借契約を締結しましたので、ご報告を申し上げます。

続いて、6月定例会でも触れましたが、来年1月、利根町は町制60周年を迎えます。そこで、町ではこれまでの利根町を振り返り、先人の労苦と業績に感謝するとともに、平成27年度はこの節目となる機会を捉え、将来に向かって夢と希望あふれるさらなる飛躍への糸口となるような記念事業を実施していきたい、そのように考えております。

現在、全庁的に内部検討委員会等を立ち上げ、記念事業の素案づくりや、その他調整作業に当たっているところでございますが、来月には町民の方を構成委員として実行委員会を立ち上げ、町民の方々の意見をお聞きしながら事業を実施していきたいと考えております。

こうしたことで、本年度中の準備作業として必要な経費については、今回の補正予算で 計上をさせていただいておりますので、後ほどご審議のほどよろしくお願いをいたします。 続きまして、今期定例会は決算議会でもありますので、当町の平成25年度の決算状況に ついて申し上げます。

平成25年度の普通会計決算ですが、歳入合計は54億5,376万3,000円、歳出合計は52億1,500万5,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を除く実質収支ですが2億3,642万8,000円となります。

歳出状況を性質別に見ますと、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費の割合は全体の48%で、前年度と比較しますと5,023万8,000円の増、割合にして1.7ポイント上昇した結果になっております。

また、義務的経費以外の経費では、補助費等が対前年1億2,281万3,000円の減で全体の15.7%を占め、次いで物件費が対前年313万8,000円の減で全体の11.1%、次いで繰出金が216万2,000円増で全体の9.9%を占めております。

また、公債費負担比率について申し上げますと、平成25年度の負担比率は10.5%で、前年度と比べ0.2ポイント増加しましたが、経常収支比率は92.7%と、対前年2.1ポイント低下し、わずかではありますが、財政の硬直化が幾分和らいだと判断しているところでございます。

次に、実質公債費比率でございますが、早期健全化基準25%に対し8.4%と、前年度と比べ2.7ポイント改善し、また、将来負担比率等については、実質的に負債の返済に充てることができる基金や地方債現在高等に係る交付税措置見込額等の充当可能財源などの見込額、それが将来負担する実質的な負担額を上回ったことで、平成25年度の比率は算定されませんが、いずれにしても少しずつではありますが、財政の健全化が進んでいると認識しているところでございます。しかし、少しずつ健全化は進んでいると認識するも、依然として

厳しい財政状況が続いていることは変わりありません。

職員に対しては、常日ごろより最少の経費で最大の効果を上げられるよう話をしておりますが、今後も引き続き、さらなる財政の健全化を考慮しつつ、合理的かつ効率的な、能率的な町政運営を行っていきたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではありますが、主な事業の進捗状況や平成25年度の決算状況など、町政の 一端等を申し上げてまいりましたが、引き続き議員の皆様には、今後の町政運営に対する ご理解をお願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、専決処分が1件、条例改正が1件、条例制定が4件、補正予算と決算認定がそれぞれ7件、その他が2件、合計で22件のご審議をお願いするものでございます。

議案第30号は、平成26年度利根町一般会計補正予算(第2号)の専決処分についてで、 地方自治法第179条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

議案第31号は、利根町税条例の一部を改正する条例で、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町の税条例においても、軽自動車税の改正に伴う所要の規定を改めたいので、提案するものであります。

議案第32号は、利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で、子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設(認定子ども園・幼稚園・保育所)の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定める必要があることから提案するものであります。

議案第33号は、利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で、 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児 童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定める必 要があることから提案するものであります。

議案第34号は、利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で、議案第33号と同様に、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があることから提案するものであります。

議案第35号は、利根町消防団設置条例で、消防組織法第18条第1項の規定に基づき消防 団の設置を条例により定めたいので提案するものであります。

議案第36号は、稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてで、平成27年4月1日から阿見町が稲敷地方広域市町村圏事務組合に加入することに伴い、組合規約を変更することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第37号は、平成26年度利根町一般会計補正予算(第3号)で、歳入歳出それぞれ1

億4,091万2,000円を追加し、総額を56億4,668万2,000円とするものであります。歳入増の主なものは、地方交付税と繰越金で、歳出増の主なものは、民生費、土木費、諸支出金でございます。

議案第38号は、平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ1億4,573万2,000円を追加し、総額を24億8,178万8,000円とし、また、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ2,669万7,000円を追加し、総額を1億2,692万6,000円とするものであります。

議案第39号は、平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)で、歳入歳出それぞれ1,089万円を追加し、総額を2億6,451万5,000円とするものであります。

議案第40号は、平成26年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第1号)で、歳入歳出 それぞれ291万3,000円を追加し、総額を831万3,000円とするものであります。

議案第41号は、平成26年度利根町介護保険特別会計補正予算(第1号)で、歳入歳出それぞれ5,006万4,000円を追加し、総額を13億2,976万1,000円とするものであります。

議案第42号は、平成26年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)で、歳 入歳出それぞれ111万7,000円を追加し、総額を913万5,000円とするものであります。

議案第43号は、平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)で、歳入歳出それぞれ67万4,000円を追加し、総額を3億2,056万7,000円とするものであります。

議案第44号は、財産の取得についてで、利根町消防団第1分団及び第4分団の消防ポンプ自動車の買いかえのため、条例の規定により提案をするものであります。

議案第45号から議案第51号までは、平成25年度の利根町一般会計、利根町国民健康保険特別会計、利根町公共下水道事業特別会計、利根町営霊園事業特別会計、利根町介護保険特別会計、利根町介護サービス事業特別会計、利根町後期高齢者医療特別会計のそれぞれの歳入歳出決算認定の件で、地方自治法の規定により議会の認定を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

〇議長(井原正光君) 総括説明が終わりました。

〇議長(井原正光君) 日程第3、議案第30号 平成26年度利根町一般会計補正予算(第2号)の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

秋山企画財政課長。

#### 〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

**〇企画財政課長(秋山幸男君)** それでは、議案第30号 平成26年度利根町一般会計補正 予算(第2号)の専決処分について、補足してご説明申し上げます。 この予算につきましては、平成26年7月29日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしてございます。そして同条第3号の規定に従いましてご報告し、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

5ページをごらんください。

歳入でございます。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で20万円を増額するものでございます。これは、 今回の補正予算の財源に充てるため基金から繰り入れをするものでございます。

次に、下になりますが、歳出でございます。

款2総務費、目2秘書広聴費で20万円を増額するものでございます。これは、8月9日から開催されました第96回全国高等学校野球選手権大会の茨城県代表であります、茨城県立藤代高等学校への寄附金を計上したものでございます。ちなみに、7月末日現在の藤代高等学校への本町からの在校生でございますが、27名でございます。

○議長(井原正光君) 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第30号については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の 9月12日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(井原正光君) 異議なしと認め、そのように決定しました。
- 〇議長(井原正光君) 日程第4、議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例から、 日程第8、議案第35号 利根町消防団設置条例までの5件を一括議題にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井原正光君) 異議なしと認めます。

それでは、日程第4、議案第31号から日程第8、議案第35号までの5件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第31号について、石井税務課長。

〔税務課長石井博美君登壇〕

**〇税務課長(石井博美君)** それでは、議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例 について、補足してご説明申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、利根町税条例においても軽自動車税の改正に伴う所要の規定を定めたいので提案するものです。

まず、議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例の参考資料であります新旧対照表をお願いいたします。

今回提出させていただきました条例改正は、軽自動車税の改正です。見ていただいても わかりますように、下線で引いてあります金額の変更になります。

続きまして、(2)軽自動車及び小型特殊自動車についてですが、次のページをお願いします。

2輪のものですが、125 cc 以上250 cc 未満のバイクが「2,400円」から「3,600円」に、また、 3輪の軽自動車が「3,100円」から「3,900円」になり、4輪乗用車で営業用が「5,500円」から「6,900円」に、自家用で「7,200円」から「1万800円」に、また、貨物用の4輪で営業用が「3,000円」から「3,800円」に、自家用で「4,000円」が「5,000円」になります。

なお、この3輪及び4輪車においては、平成27年4月1日以降に新車登録された車から 適応されますので、それ以前の車につきましては改正前と同じ金額のままです。しかし、 下記の附則で述べていますとおり、国が推し進めていますグリーン化の観点から、新車登 録から13年を経過した車に対し重課税がかかります。3輪車が「4,600円」に、4輪乗用車 で営業用が「8,200円」に、自家用が「1万2,900円」に、4輪貨物車で営業用が「4,500 円」に、自家用が「6,000円」になります。

続いて、イの小型特殊自動車についてですが、これにつきましては標準税率の定めがなく、条例で税率を定めることになっているとともに、地方税法上、他の軽自動車税と均衡を保たなければならないとなっているため、これに基づき改正するものです。

まず、農耕用につきましては、町条例では今まで「1,600円」「2,400円」「3,100円」と三つに分かれていましたが、国の条例準則に基づきまして一つにまとめ、年額「2,400円」に、その他のものでフォークリフト等ですが、「4,700円」から「5,900円」にするものです。

次に、2輪の小型自動車、いわゆる250 $\propto$ を超えるバイクですが、 $\lceil 4,000$ 円」から  $\lceil 6,000$ 円」になります。

以上、新たな課税額対象は、3輪以上の軽自動車を除いた各車を平成27年4月1日より 適用し、3輪以上の軽自動車につきましては、前にも述べましたように、平成27年4月1 日以後に初めて新規登録されたものから適用するものです。

以上で補足説明を終わります。

〇議長(井原正光君) 次に、議案第32号から議案第34号について、石塚福祉課長。

[福祉課長石塚 稔君登壇]

○福祉課長(石塚 稔君) それでは、議案第32号 利根町特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、補足してご説明申し上げ ます。 参考資料の1をお願いいたします。

参考資料1の1でございますが、条例制定の背景でございます。平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援制度が創設されました。

新制度では、国の基準を踏まえて、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、条例で基準を定めることと規定されたことに伴い本条例を制定するものでございます。こちらは平成27年度から運用開始になる予定でございます。そのために準備周知期間が必要でございますので、今回の議会におきまして制定したいということでご提案させていただきました。

2番、条例の趣旨及び目的でございます。本条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づきまして、利根町の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたもので、この条例で定める基準は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための適切な環境が等しく確保されることを目指すものでございます。

条例の制定に当たりましては、国の基準、これは内閣府でございますけれども、により示された「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に分かれて市町村が条例で定めることになっております。「従うべき基準」は、下の表でございますが、必ず適合しなければならない基準とされております。「参酌すべき基準」は、十分に参照しなければならない基準とされております。

利根町におきましては、「参酌すべき基準」でも、国の基準と異なる内容を定める特別な 事情や特異性がございませんので、国の基準を町の基準としております。

3番目でございますが、子ども・子育て支援新制度でございますが、こちらにつきましては、子ども・子育て支援新制度では、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、二つ目が保育の量的拡大及び確保、三つ目が地域の子ども・子育て支援の充実、これが大きな目的で関連3法が整備されました。

これによりまして、認定こども園、保育所、幼稚園を通じた共通の給付体制を創設し、 教育と保育の一体的な提供を図ること、小規模な地域型保育事業などを給付体制に組み入れ、保育の量や種類の拡充を図ること。

それから、地域におけるさまざまな子育てニーズへの対応として、延長保育や放課後児童クラブなどの拡充など、これらを推進するために市町村が子ども・子育て会議などを通じて中心的な役割を担うこととされております。

参考資料の2ページをお願いいたします。

一番上の表でございますが、こちらに特定教育・保育施設、特定地域型保育事業と左右 に分かれております。町から施設型給付というものを給付することになるのは、認定こど も園、幼稚園、保育所でございます。利根町の幼稚園は2園ございますが、その2園につきましては、全て25年度中に認定こども園のほうに移行しております。

右側の町から地域型保育給付することになる新たな事業でございますが、特定地域型保育事業と申しまして、今はございませんが、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業がございます。

(2) でございますが、施設型給付の対象となる子どもの認定区分でございますけれど も、こちらは保護者が町に認定を申請し、市町村がこれの子どもの認定を行うわけでござ いますが、保育の必要性の区分や保育の必要量の認定を行い、認定証を交付するものでご ざいます。

種類は、1号認定は3歳から小学校就学前、こちらは2号認定以外の子どもとされておりますが、従来の幼稚園入園相当のものでございます。対象施設が認定こども園、幼稚園になります。

2号認定は3歳から小学校就学前、こちらは従来の保育所入所が相当ということで、保 育が必要な子ども、こちらは認定こども園、保育所になります。

3号認定はゼロ歳から2歳の保育が必要な子どもということで、認定こども園、保育所、 家庭的保育事業、小規模型保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業でございま す。

こちらは支援法の定めに基づきまして認定することとなります。

それでは、条例本文のほうをお願い申し上げます。

まず、条例の本文第32号でございますが、目次を定めております。モデル条例の章及び節の構成は、基準府令のとおり、趣旨、定義、一般原則を定める総則を第1章とし、第2章で特定教育・保育施設の基準を、第3章で特定地域型保育事業の基準を規定することとし、第2章と第3章については、それぞれ利用定員基準、運営基準、特例給付費に関する基準という3節を設ける構成としております。

第1条でございますが、趣旨でございまして、条例の趣旨を定めております。

第2条は、条例における法に基づく用語の定義を定めております。

第3条でございますが、本条は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の双方に 共通の一般的な原則を定めております。基準の具体的な内容としては、(第1項)施設・事 業者は、良質かつ適切な特定教育・保育または特定地域型保育の提供を行うことにより、 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すもの でなければならないこと。

(第2項・第3項)におきましては、特定教育・保育または特定地域型保育の提供に当たり、子どもの意思及び人格の尊重、関係機関等との密接な連携に努めること。

(第4項)では、人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制を整備するとともに、従業者への研修を実施する等の措置を講ずるよう努めることを定めております。

第2章第1節は、特定教育・保育施設の利用定員に関する基準を定めているもので、(第4条第1項)は、認定こども園及び保育所である特定教育・保育施設(幼稚園については、利用定員の下限を設けない。)の利用定員は20人以上とすること。

(第2項)利用定員を定めるに当たっては、法第19条第1項各号に掲げる子どもの区分ごとに定めること、その際、同項第3号に掲げる子ども(3歳未満の保育認定の対象となる子ども。以下「3号認定こども」といいます。)の利用定員は、満1歳未満と満1歳以上に区分して定めることを規定しております。

第5条から第34条は、第2章第2節でございまして、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるものでございます。

(第5条第1項)は、特定教育・保育の提供の開始の際、特定教育・保育施設に関する 重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないこと。

(第6条第1項)では、利用申し込みがあった場合は、正当な理由がなければこれを拒んではならないこと。

(第6条第2項から第4項)は、申込者が利用定員を上回る等の場合において選考を行う場合には、一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で選考を行わなければならないこと。

(第13条第1項・第2項)でございますが、保護者からは、法定代理受領により施設型給付費を受ける場合は市町村が定める利用者負担額の支払いを、法定代理受領によらない場合には内閣総理大臣が定める基準により算定した額(公定価格)の支払いを受けることを規定しております。

これは、これまで幼稚園などでは、教育・保育などに係る費用を賄うため、利用者負担と私学助成や就園奨励費などで賄っておりましたが、新制度では利用者負担と町からの施設型給付費で賄われます。その施設型給付費を、本来町が保護者に原則給付するのでございますが、保護者にかわって園などの施設が受け取ることができる法の制度がございまして、これが代理受領と言います。施設が町から法定代理受領を受けるときは、保護者から利用者負担分だけを、そうでない場合は公費と利用者負担を含んで公定価格相当を保護者から支払ってもらうことを規定しております。

(第13条第6項) いわゆる上乗せ徴収をする場合でございますが、当該徴収金の使途及び額、支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明をし、同意を得なければならないこと。

(第15条)施設の区分に応じ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針または幼稚園教育要領に基づき、特定教育・保育の提供を行うこと。

(第20条) 運営規程を整備すること。

(第24条・第25条)子どもについて差別的な取り扱いや虐待等をしてはならないこと。

(第27条)業務上知り得た子どもとその家族の秘密を漏らしてはならないこと。

飛びますが、(第34条第2項) 特定教育・保育の提供に関し記録を整備し、5年間保存することなどを定めております。

35条からでございますが、(第35条・第36条) は第2章第3節でございまして、特例施設型給付費の支給の対象となる特別利用保育及び特別利用教育に関する基準を定めるものでございます。

ここで「特別利用保育」とは、1号認定子どもに対し保育所から提供される保育のことを言い、「特別利用教育」とは、2号認定子どもに対し幼稚園から提供される教育のことを言います。

内容としては、(第35条第1項)で特別利用保育に関し、保育所が1号認定子どもに特別利用保育を提供する場合は、都道府県等が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこと。

(第2項)で特別利用保育に係る1号認定子どもと、現に施設を利用している2号認定子どもの総数は、2号認定子どもについて定められた利用定員を超えないこと。

(第3項)特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含む ものとして第2章の規定を適用することを定めております。

(第36条第1項)では、特別利用教育に関して、幼稚園が2号認定子どもに特別利用教育を提供する場合は、幼稚園設置基準を遵守しなければならないこと。

(第2項)では、特別利用教育に係る2号認定子どもと、現に施設を利用している1号 認定子どもの総数は、1号認定子どもについて定められた利用定員を超えないこと。

(第3項)特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含む ものとして第2章の規定を適用することを定めております。

第37条1項からでございますが、第3章第1節になります。特定地域型保育事業の利用 定員に関する基準を定めるものでございます。

(第37条第1項)は、事業の利用定員は、家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育事業A型・小規模保育事業B型は6人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は1人(事業所内保育事業につきましては、利用定員の上限・下限は設けない。)としております。

(第2項) 3歳未満の利用定員を満1歳未満と満1歳以上に区分して定めることとして おります。

38条から50条でございますが、第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

基準の内容といたしましては、(第38条第1項)特定地域型保育の提供の開始の際、重要 事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないこと。

(第39条第1項)利用申し込みがあった場合は、正当な理由がなければこれを拒んではならないこと。

(第2項・第3項)でございますが、申込者が利用定員を上回る等の場合において、選考を行う場合には、一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で選考を行わなければならないこと。

飛びますが、(第42条第1項) 保育内容に関する支援や代替保育の提供を行い、特定地域型保育の提供終了後の教育・保育の受け皿となる連携施設(認定こども園、幼稚園または保育所)を適切に確保すること。

(第43条第1項・第2項)につきましては、保護者からは、法定代理受領により地域型保育給付費を受ける場合は市町村が定める利用者負担額の支払いを、法定代理受領によらない場合には内閣総理大臣が定める基準により算定した額(公定価格)の支払いを受けること。第13条と同じでございます。

(第6項) いわゆる上乗せ徴収をする場合は、当該徴収金の使途及び額、支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明をし、同意を得なければならないこと。

(第44条)は、保育所保育指針に準じて、特定地域型保育の提供を行うこと。

(第46条)は、運営規程を整備すること。

(第49条第2項)では、特定地域型保育の提供に関し記録を整備し、5年間保存すること。

(第50条の準用規定において)子どもについて差別的取り扱いや虐待をしてはならないこと、業務上知り得た子どもとその家族の秘密を漏らしてはならないことなどを定めております。

第51条・第52条につきましては、第3章第3節でございますが、特例地域型保育給付費の支給の対象となる特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に関する基準を定めるものでございます。

(第51条第1項)は、特定地域型保育事業者が1号認定の子どもに特別利用地域型保育を提供する場合は、市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこと。

(第2項)特別利用地域型保育に係る1号認定子どもと、現に事業所を利用している3号認定子どもの総数は、その事業所の利用定員を超えないこと。

(第3項)特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして第3章の規定を適用することを定めております。

特定利用地域型保育に関する基準としましては、(第52条第1項)特定地域型保育事業者が2号認定子どもに特定利用地域型保育を提供する場合は、市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこと。

(第2項)では、特定利用地域型保育に係る2号認定子どもと、現に事業所を利用している3号認定子どもの総数は、その事業所の利用定員を超えないこと。

(第3項)特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして第3章の規定を適用することを定めております。

附則でございますが、附則第1条(施行期日)、この条例は、法の委任を受けて基準を定めるものでございますので、根拠法である子育て支援法の施行日を施行日とするものでございます。

子ども・子育て支援法は、消費税率の10%への引き上げ日の属する年度の翌年度の4月 1日(現状では平成28年4月1日)までの間において政令で定める日から施行することと されています。現状では、平成27年4月1日からの施行が予定されております。

附則第2条(特定保育所に関する経過措置)でございまして、法附則におきまして特定保育所(私立の保育所)につきましては、当分の間、施設型給付費制度にかえて委託費の支払いとする経過措置が規定されております。本条は、これを受けて、施設型給付費に係る規定について必要な読みかえをするものでございます。

附則第3条(施設型給付に関する経過措置)法附則第9条では、1号認定子どもの施設型給付費の額については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国統一費用部分(義務的経費)と地方単独費用部分(裁量的経費)の合計額とする経過措置が規定されています。本条はこれを受けて、施設型給付費に係る規定について必要な読みかえを行うものでございます。

附則第4条及び第5条は利用定員・連携施設に関する経過措置でございまして、小規模保育事業C型の利用定員や特定地域型保育事業の連携施設の確保について経過措置を定めるものでございます。

議案第32号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第33号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

参考資料をお願いいたします。

参考資料の1でございますが、こちらも子ども・子育て関連3法の成立に伴うものでございまして、新制度では国の基準(厚生労働省令)を踏まえまして、市町村が家庭的保育事業等の設備及び運営について、この家庭的保育事業等というのは、先ほど第32号の議案のほうでご説明した地域型保育事業と同じものでございます。この条例について基準を定めることが規定されましたので制定するものでございます。

家庭的保育事業というのは、児童福祉法を根拠としておりまして、こちらのほうの基準は主に利用調整の側面がございます。先ほど第32号で地域型保育事業と申しましたのは、 子育て支援法によるもので、支給認定の側面で基準を設けるものでございます。

条例の趣旨及び目的でございますが、改正児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づきまして、この条例を定めるものでございます。

こちらも「従うべき基準」「参酌すべき基準」がございますが、国の基準と同様でござい

ます。

2ページをお開きいただきまして、上の表の右側の特定地域型保育事業、こちらが家庭 的保育事業となります。先ほどのものと同じ表でございます。

(2) でございますが、主に3号認定、ゼロから2歳の子どもが関係する事業の規定で ございます。

4 でございますが、この家庭的保育事業につきましては、市町村の認可事業として創設 されることになります。こちらは児童福祉法第34条の15の規定でございます。原則として 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とします。

それでは、本文のほうをお願いいたします。

目次でございますが、本条例は、家庭的保育事業等の四つの事業に共通の基準を第1章 の総則に規定し、以下、各事業に固有の基準を第2章から第5章まで順に規定しておりま す。

第1条は趣旨でございまして、委任を受けて条例を定める場合の趣旨規定としては、その根拠及び委任された事項を明示しております。

第2条は、条例における用語の定義を定めております。

第3条・第4条につきましては、この条例で定める基準の原則を明記しております。

第3条第1項では、最低基準のあり方について定めており、第2項では、市町村が条例で定める最低基準自体を向上させるという内容を規定しております。

第4条第1項・第2項では、事業者に対し最低基準の向上の規定が設けられております。

第3項は、最低基準を超えて設備・運営を改善するよう勧告することができるという対 事業者向けの内容を規定しています。

第5条から第21条までの規定につきましては、家庭的保育事業全体等に共通の基準を定めるものです。

第5条では、家庭的保育事業者等に求められる一般原則、第6条では、連携施設の確保 を定めております。

なお、第6条の括弧書きでは、居宅訪問型保育事業については、利用乳幼児の居宅において保育を行うという事業の特性から、食事の提供等、本章中の一部の基準の適用が除外されております。

第7条は非常災害対策、第8条は家庭的保育事業者等の職員に求められる一般的要件、 第11条と第12条は利用乳幼児に対する差別的取り扱いや虐待の禁止、第14条は衛生管理等 の基準、第15条・第16条は食事の提供の基準、第17条は利用乳幼児及び職員に対する健康 診断の実施、第18条・第19条は、運営規程や帳簿の整備、第20条は利用乳幼児及びその家 族の秘密保持、第21条は苦情への対応などについて、以上、全体に共通する基準を定めて おります。

第2章は第22条から第26条まででございますが、この章は家庭的保育事業に固有の基準

を定めるものでございます。

第22条では、家庭的保育事業を行う場所の要件、第23条では配置すべき職員の基準と1 人の保育者が保有することのできる乳幼児数、第24条は保育時間の基準、第25条は保育内 容の基準、第26条は保護者との連絡について定めております。

第27条から第36条の第3章では、この章では、小規模保育事業に固有の基準を定めるものでございます。

小規模保育事業は第27条で、保育所分園に近い類型をA型、家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型をC型、その中間的な類型をB型の3類型に区分されており、本章では3類型の特性に応じて、さらにそれぞれ固有の基準が定められています。各類型とも事業所の設備、職員、保育時間、保育内容、保護者との連絡について基準が定められています。

なお、第30条、第32条、第36条は準用規定となっております。

第37条から第41条は第4章となっております。本章は、居宅訪問型保育事業に固有の基準を定めるものでございます。

第37条は、居宅訪問型保育事業者に特徴的な基準として、居宅訪問型保育事業者が提供する保育の内容を定めており、第38条では事業所の設備及び備品の基準、ここでいう「事業所」は、保育の実施場所のことではなく事業を運営するための事務所のことと解されております。

第39条は、保育者1人が保育できる乳幼児数を定めております。

第40条では、居宅訪問型保育連携施設の確保を定めるほか、必要な施設を確保する必要 がございますと定めております。

第41条では、家庭的保育事業の基準の準用により、保育時間、保育内容、保護者との連絡に関する基準を定めております。

第42条からは第5章でございまして、事業所内保育事業に固有の基準を定めるものでご ざいます。

第42条は、事業所内保育事業は、事業所を設置する企業等の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することとされているため、利用定員の設定に際しては、事業所の利用定員の規模に応じて定める数以上の地域の子どもの定員枠を設定しなければならないとする規定が置かれております。

第43条から第46条につきましては、このほか事業所内保育事業については、同事業は利用定員について上限・下限が定められていないことから、利用定員の規模に応じて異なる基準が定められているという特徴があり、利用定員が20人以上の場合(保育所型事業所内保育事業)については、保育所と同様の事業規模となるため保育所との整合性を考慮した基準が定められており、第47条・第48条では、利用定員が19人以下の場合(小規模型事業所内保育事業)につきましては、小規模保育事業(A型・B型)との整合性を考慮した基

準が定められております。

保育所型事業所内保育事業と小規模型事業所内保育事業の基準の内容としましては、ほかの事業と同様、それぞれ事業所の設備、職員、保育時間、保育内容、保護者との連絡に関する基準が定められておりますが、保育所型事業所内保育事業については、これらの基準のほかに、第45条に戻りますが、その事業規模の特性から、連携施設の特例(保育内容に関する支援や代替保育の提供を受けるための連携施設の確保を不要とする。保育の提供終了後の受け皿となる連携施設の確保は必要。)等の内容が定められております。

附則第1条でございますが、この条例は、法の委任を受けて基準を定めるものでございます。整備法の施行日としておりますが、整備法では子ども・子育て支援法の施行の日から施行するとされておりますので、現時点では平成27年4月1日が予定されております。

附則第2条から第5条は経過措置でございまして、食事の提供、連携施設、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員、小規模保育事業C型の利用定員に関する基準についての経過措置を定めております。

以上で議案第33号の説明が終わります。

次に、議案第34号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、補足してご説明させていただきます。

こちらの提案理由でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があることから提案するものでございます。 本文をお願いいたします。

現在、町で行っております放課後児童クラブは、平成19年に厚生労働省が放課後児童クラブを生活の場としている児童の健全育成を図る観点から、放課後児童クラブの質の向上に資することを目的に策定した、放課後児童クラブガイドラインをもとに事業を推進しているところでございます。

新しい制度では、職員の資格、員数、施設、設備、児童の集団の規模などを定めております。また、対象児童を小学校6年生までと定めております。

それでは、条文でございますが、第1条は、条例の趣旨を定めております。この条例は、 児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を条例で定めるものとしております。

第2条は条例における用語の意義を定めております。

第3条・第4条は、最低基準の向上の規定を定めており、第3条第1項では、最低基準のあり方を定めており、第2項では市町村が条例で定める最低基準自体の向上の規定を定めております。

第4条では、最低基準を超えて設備・運営を改善するよう勧告することができるという

対事業者向けの内容でございます。

第5条から第21条までは、改正後の法第34条の8の2 (放課後児童健全育成事業の設備 及び運営について、条例で基準を定めなければならない)により条例に委任された基準で ございます。

第5条で、放課後児童健全育成事業の一般原則として、第1項で事業の対象が小学校に 就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものであること、放 課後児童健全育成事業における支援は、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的 な生活習慣の確立等を図り、当該児童の健全育成を図ること。第2項では、児童の人権に 配慮し、人格を尊重して事業運営を行うこと。第3項では、地域社会との交流を図り、保 護者や地域社会に事業の運営内容を適切に説明するよう努めること。第4項では、事業の 内容について自己評価を行い、結果を公表すること。第5項では、事業の実施場所は、児 童の保健衛生や危害防止に十分な配慮を払うことを定めております。

第6条では、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策を定めております。

第7条で、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件、第8条で職員の知識及び技能の向上、第9条で設備基準を定めておりまして、第1項では遊び及び生活の場としての機能、静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないこと。第2項では、専用区画の面積は、児童1人につき概ね1.65平方メートル以上でなければならないこと。第3項・第4項におきましては、専用区画等は、衛生・安全が確保されたものでなければならず、事業所の開所時間帯を通じ事業を利用する児童が専用利用できるものでなければならないことを定めております。

第10条では、職員の配置基準及びその資格要件を定めており、第1項では事業所ごとに 放課後児童支援員を置かなければならないこと。第2項及び第4項では、放課後児童支援 員の数は概ね40人を一つの単位とする支援の単位ごとに2人(専従として、うち1人は放 課後児童支援員ではない補助者でも可)とすること。第3項では、放課後児童支援員は一 定の資格を有する者で、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないこと。 第5項では、利用者が20人未満の小規模事業者にあっては、併設する施設の職員等が兼務 可能な場合には、放課後児童支援員1人を除き、専従職員でなくても可とすることができ ることを定めております。

第18条では、開所時間及び日数の基準を定めております。第1項では、開所時間を事業者が保護者の就労状況や地域の実情等を考慮し、事業所ごとに定めること。また、その第1号・第2号において、開所時間は小学校の休業日は1日8時間、休業日以外の日は1日3時間を原則とすること。第2項で開所日数について、年間250日以上を原則とすると定めております。

最後に附則でございますが、第1条で施行期日について定めておりまして、こちらも法の委任を受けて施行されるということでございますので、現在のところ平成27年4月1日

の予定でございます。

第2条で職員に関する経過措置として放課後児童支援員の資格要件に関する経過措置を 定めておりまして、支援員について、本条第10条第3項は都道府県知事が行う研修を修了 していることを要件としているところでございます。それにつきまして、平成32年3月31 日までの間は、研修修了を予定していれば足りることとしております。

以上で議案第32号から34号の説明を終わりにいたします。

〇議長(井原正光君) 暫時休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時35分開議

○議長(井原正光君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第35号について、髙野総務課長。

[総務課長髙野光司君登壇]

〇総務課長(高野光司君) それでは、議案第35号 利根町消防団設置条例につきまして、 補足説明申し上げます。

第1条は趣旨でございまして、この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18 条第1項の規定に基づき、消防団の設置等に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は設置等であります。本町に消防団を設置する。

第2項は消防団の名称及びその区域は次のとおりとする。

名称は利根町消防団、区域は利根町全域であります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

提案理由といたしまして、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項の規定に基づき消防団の設置を条例により定めたいので提案するものであります。

なお、現在の消防団の設置につきましては、利根町消防団規則(昭和30年1月1日)規 則第7号の規定により設置されているものでございます。

○議長(井原正光君) 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第31号から議案第35号までの5件については、議案調査のため本日は説明のみにと どめ、本定例会最終日の9月12日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井原正光君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

〇議長(井原正光君) 日程第9、議案第36号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題

とします。

補足説明を求めます。

秋山企画財政課長。

#### [企画財政課長秋山幸男君登壇]

**〇企画財政課長(秋山幸男君)** それでは、議案第36号 稲敷地方広域市町村圏事務組合 を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更につい てを、補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法第286条第1項の規定により、平成27年4月1日から阿見町が稲敷地 方広域市町村圏事務組合に加入することに伴い、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約を別 紙のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるた め提案をするものでございます。

それでは、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約新旧対照表をごらんください。

まず、第2条中、稲敷市の次に「阿見町」を加え、組合構成市町村を3市3町1村の7 市町村に改めるものでございます。

次に、第3条中、組合が共同で処理する事務中、第5号の水防に関する事務について、 現在は組合が管轄する区域の河川に阿見町が接していないことから、現行の牛久市及び美 浦村と同様に阿見町を除くために、牛久市の次に「阿見町」を加えるものでございます。

また、第5号中、字句の訂正を行うものでございます。第5号第1項中、組合議員の定数を現行と同様に22人とし、龍ケ崎市、牛久市、稲敷市の組合議員定数をそれぞれ1人減らし3人減とします。そして阿見町の組合議員定数を「3人」と定めるものでございます。

次に、第7条第1項中、阿見町が加入することから、組合副管理者を1人ふやしまして「6人」と改めるものでございます。

附則としまして、この規約は平成27年4月1日から施行することとしたものでございます。

また、附則といたしまして、経過措置として平成27年4月の統一地方選挙により牛久市、 龍ケ崎市、利根町の議会議員選挙の執行が予定されていますことから、組合規約が施行さ れる平成27年4月1日以降においても、龍ケ崎市、牛久市の組合議員定数はそれぞれの議 員の任期満了日までは現在の組合議員定数であります、龍ケ崎市6人、牛久市6人の議員 定数であることを定めたものでございます。

なお、利根町におきましては、規約改正後も組合議員定数に変わりはございませんので、 経過措置の適用はございません。

○議長(井原正光君) 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第36号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の9

月12日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井原正光君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長(井原正光君) 日程第10、議案第37号 平成26年度利根町一般会計補正予算(第3号)から日程第16、議案第43号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの7件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井原正光君) 異議なしと認めます。

それでは、日程第10、議案第37号から日程第16、議案第43号までの7件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第37号について、秋山企画財政課長。

[企画財政課長秋山幸男君登壇]

**〇企画財政課長(秋山幸男君)** それでは、議案第37号 平成26年度利根町一般会計補正 予算(第3号)について、補足してご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正でございます。

事項が利根町勢要覧2015作成業務、期間が平成26年度から平成27年度まで、限度額が800万円でございます。これは、町制60周年を記念して町勢要覧を作成するための業務委託の経費を見込んだものでございます。

続きまして、第3表地方債の補正でございます。

起債の目的が臨時財政対策事業で、平成26年度の起債限度額の決定により1,375万1,000 円の減額で限度額を2億5,524万9,000円とするものでございます。起債の方法、利率、償 還方法は補正前と同様でございます。

次に、7ページでございます。

歳入でございますが、款8地方特例交付金、目1地方特例交付金で90万3,000円を減額するものでございます。これは減収補てん特例交付金で、平成26年度の交付決定によるものでございます。

続きまして、款9地方交付税でございます。7,592万1,000円の増額でございます。これは普通交付税で、平成26年度の交付額が16億9,892万1,000円に決定したことによるものでございます。前年度と比較いたしますと6,236万5,000円の減となってございます。

続きまして、款13国庫支出金、目1民生費国庫負担金で89万9,000円の増額でございます。 これの内訳でございますが、自立支援医療給付費負担金は、従前は自立支援給付費で行っ ておりました療養介護医療費事業で、この事業は医療が必要な障害者が医療機関で日常生 活の介護などを受けた場合に給付されるものでございまして、これが自立支援医療給付費 に組み替えされましたことから国庫負担金分を計上したものでございます。

次に、障害者自立支援給付費負担金は、障害者に対する補装具の給付件数が増加していることから見込んだものでございます。

款14県支出金、目1民生費県負担金で44万9,000円を増額するものでございます。これは 国庫支出金と同様の理由によるものでございます。

次に、款16寄附金、目2総務費寄附金で7万円を増額するものでございます。これは、 9件、17万円の寄附があったため、当初予算の差額の7万円を計上したものでございます。

次に、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で7,385万8,000円を減額するものでございます。これは、普通交付税や繰越金などの決定により歳入歳出の財源の調整のため財政調整基金に繰り戻すものでございます。

次のページになります。

款17繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計(事業勘定)繰入金から 目4後期高齢者医療特別会計繰入金まで総額で1,857万1,000円の増額につきましては、それぞれの特別会計への平成25年度の決算に伴いまして事業費が確定しましたことによる余剰金を一般会計に繰り入れするものでございます。

款18繰越金は1億3,351万4,000円の増額になっております。前年度からの繰越金が2億3,351万4,773円ございまして、当初予算に1億円の予算計上をしてございますことから、その差額を計上したものでございます。

次に、款20町債、目1臨時財政対策債で1,375万1,000円を減額するものでございます。 これは平成26年度の起債同意限度額の決定によるものでございます。

続きまして、9ページになります。

歳出でございます。

款1議会費から款9教育費までの節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、4月1日付の人事異動に伴うものと、茨城県市町村共済組合負担金の負担率の決定によるものでございます。それ以外の項目についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款 2 総務費、目 1 一般管理費の庶務事務費の委託料で48万6,000円を計上したものでございます。これは、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関連法律の整備に関する法律が本町の条例、規則などへ及ぼす影響を調査して、条例、規則改正の情報の提供を委託するための経費を見込んだものでございます。

続きまして、目2秘書広聴費で26万円ほど増額をするものでございます。これは、節8報償費で町制施行60周年の記念事業のための実行委員会の委員謝礼を計上したものでございます。

次に、目3財政管理費で3万円を増額するものでございます。これは、がんばる利根町

応援寄附金が当初見込みより件数が増加しておりますことから、新たに10件分の謝礼品の 経費を見込んだものでございます。

次に、目5財産管理費で93万円を増額するものでございます。これは、本庁舎の議会棟 1階と行政棟3階の電気給湯器が故障しているため、更新するための経費を見込んだもの でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

款 2 総務費、目 1 監査委員費で 2 万7,000円を増額するもので、これは市町村アカデミーで開催されます研修に参加するための経費を見込んだものでございます。

次のページになりますが、款3民生費、目1社会福祉総務費で人件費を除きまして自立 支援医療事業の主なものは、節20扶助費の療養介護医療費で102万円の増額は、自立支援給 付費からの組み替えによるものでございます。

節23償還金・利子及び割引料は、障害者医療費の国庫負担金を返還するための計上でご ざいます。

障害者福祉サービス事業の主なものは節20扶助費の自立支援給付費で、102万円の減額は、 療養介護医療費に組み替えによるものでございます。

節23償還金・利子及び割引料は、障害者自立支援給付費及び障害者通所給付費の国庫負担金を返還するため計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

目 5 医療総務費は、人件費を除きまして国民健康保険特別会計繰出金で109万5,000円の減額になってございます。これは人事異動によりまして人件費が減額となったことによるものでございます。

次に、目6医療福祉費は、平成25年度の医療福祉費の精算確定による補助金を返還する ため計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

目8介護保険費は、介護保険特別会計において介護給付費の増加が見込まれ、その経費の町負担分を介護保険特別会計に繰り出すため計上したものでございます。

次のページまでになりますが、項2児童福祉費、目4児童クラブ推進事業費で253万5,000 円を増額するものでございます。これは、放課後児童対策事業で、布川小学校児童クラブ 教室新築工事実施設計業務委託でございまして、平成27年度に児童クラブ教室を新築する ため、実施設計の業務委託費を計上したものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、目3農業振興費は5万円の増額でございます。これはジェトロ茨城 貿易情報センターの活動を支援するため、茨城県の要請により負担金を計上したものでご ざいます。

目5農地費で215万円を増額するものでございます。これは県営土地改良事業の西部地区

の調査費で、全体事業費が430万円増額されましたことから、その2分の1の費用を計上したものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

款 9 教育費、項 1 教育総務費の事務局事業で10万9,000円を増額するものでございます。 これは、布川小学校にベトナム育ちの生徒が 9 月から 2 人在籍するため、その通訳者の謝 礼を計上したものでございます。

続きまして、目4教育研究指導費で91万9,000円の増額でございます。これは特別支援教育支援員派遣事業につきましては、布川小学校に支援を必要とする生徒1名がおるため、その事業費を見込んだものでございます。

また、運動部活動指導の工夫・改善支援事業につきましては、利根中学校バドミントン部の指導に、日本ウェルネススポーツ大学から指導者を派遣していただくための事業費を見込んだものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目2公民館費で23万1,000円の増額でございますが、利根町公民館2階の電気給湯器が故障しているため、更新工事費を計上したものでございます。

次に、目3生涯学習センター費で20万2,000円の増額でございますが、これは生涯学習センターを夜間利用する使用団体がふえましたことから、必要な委託料を見込んだものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

目 5 資料館費は、使用しておりました掃除機が故障したため、購入するための経費を見 込んだものでございます。

続きまして、項5保健体育費、目1保健体育総務費については、スポーツ推進委員を1名増員したため報酬を計上したものでございます。

次に款11諸支出金、項1基金費、目1財政調整基金費につきましては、1億1,675万8,000 円を増額するものでございます。これは地方財政法第7条の規定により、繰越金の2分の 1以上を財政調整基金に積み立てるもので、その相当額を見込んだものでございます。

目8がんばる利根町応援基金費につきましては、9件の寄附金を利根町応援基金積立金 に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。

〇議長(井原正光君) 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 1時15分開議

〇議長(井原正光君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第38号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

## [保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇]

〇保険年金課長兼国保診療所事務長(大野敏明君) それでは、議案第38号 平成26年度 利根町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、補足してご説明申し上げ ます。

初めに、事業勘定につきましてご説明申し上げます。

9ページをお願いします。

歳入からご説明いたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目3特定健康診査等負担金で68万7,000円の増額でございます。これは過年度精算負担金として、平成25年度の実績が確定したことによる精算分でございます。

続きまして、款5前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金で1億1,025万円の増額でございます。これは本年度の前期高齢者交付金の決定によるものでございます。

続きまして、款 6 県支出金、項 1 県負担金、目 2 特定健康診査等負担金で68万7,000円の 増額でございます。これは過年度精算負担金として、平成25年度の実績が確定したことに よる精算分でございます。

続きまして、款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金で109万5,000円の減額でございます。これは、職員の人事異動に伴う職員給与費等によるものでございます。

続きまして、款 8 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金で3,869万4,000円の減額でございます。これは、当初予算見込みより平成25年度からの繰越金及び本年度の前期高齢者交付金がそれぞれ増となったことにより、当初繰入金の全額を基金に繰り戻すものでございます。

続きまして、款 9 繰越金、目 1 療養給付費交付金繰越金で6,619万7,000円の増額になってございます。これは退職被保険者等に対する前年度の繰越金でございます。

また、目2その他繰越金の770万円の増額につきましては、一般被保険者に対する前年度の繰越金でございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費で109万5,000円の減額になっております。 これは節 2 給料で43万8,000円の減、節 3 職員手当等で49万9,000円の減、節 4 共済費で15 万8,000円の減で、職員の人事異動に伴います減額でございます。

続きまして、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費で、財源内 訳の欄で 1 億1,025万円につきましては、財源内訳の変更でございます。これは歳入でも説 明しました前期高齢者交付金の増額分を充当したものでございます。

続きまして、款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金等で1,021万円の増額にな

ってございます。これは、本年度の支援金の額が決定したものでございます。

次に、11ページをお願いします。

続きまして、款4前期高齢者納付金等で、目1前期高齢者納付金で26万6,000円の減額になってございます。これは本年度の納付金の額が決定したことによるものでございます。

続きまして、款 6 介護納付金、目 1 介護納付金で45万3,000円の減額になってございます。 これも本年度の納付金の額が確定したことによるものでございます。

続きまして、款8保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費で、財源内訳の欄で137万4,000円につきましては、財源内訳の変更でございます。これは歳入でご説明しましたが、国庫支出金と県支出金のそれぞれの特定健康診査等負担金の増額分を充当したものでございます。

続きまして、款9基金積立金、目1財政調整基金費で9,818万3,000円の増額につきましては、平成25年度の繰越金の2分の1を基金に積み立てるものでございます。

12ページをお願いいたします。

款10諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金で3,268万4,000円の増額になってございます。これは、節23償還金・利子及び割引料で平成25年度の償還金が確定したことにより、国庫支出金等の返還金で3,202万9,000円、退職者医療交付金返還金で65万5,000円を本年度予算で返還するものでございます。

また、項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金で299万9,000円の増額になってございます。これは、平成25年度の診療所の駐車場舗装工事に伴う特別調整交付金が事業勘定予算で年度末に歳入されていることから、この交付金を本年度の施設勘定予算へ繰り出しするものでございます。

また、目2一般会計繰出金で347万円の増額になってございます。これは、平成25年度の職員給与費等の繰入金と出産育児一時金等の繰入金において、決算に伴う精算分が超過繰り入れとなっていたため、平成26年度予算において繰り出しし、返還するものでございます。

事業勘定につきましては以上でございます。

続きまして、施設勘定につきましてご説明申し上げます。

歳入からご説明いたします。

19ページをお願いいたします。

款4繰入金、目1事業勘定繰入金で299万9,000円の増額になってございます。これは、 事業勘定で説明しました平成25年度の診療所駐車場舗装工事に伴う特別調整交付金として の直営診療施設勘定支出金を繰り入れるものでございます。

また、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で872万6,000円の減額になってございます。これは、平成25年度繰越金の決定によりまして、当初繰入分の全額を基金に繰り戻すものでございます。

次に、款 5 繰越金、目 1 繰越金で3,242万4,000円の増額は、平成25年度からの繰越金でございます。

歳入は以上です。

次に、歳出をご説明いたします。

20ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 一般管理費で17万5,000円の増額になってございます。 これは節 2 給料で12万8,000円の増額、職員の昇格によるものでございます。

また、節3職員手当等で2万5,000円の減額は、職員手当に伴う見直しによるものでございます。

また、節4共済費の7万2,000円の増額は、職員共済組合負担金で率の確定に伴うものでございます。

次、款3基金積立金、目1財政調整基金費で2,652万2,000円の増額につきましては、平成25年度の繰越金の2分の1を積み立てるものでございます。

議案第38号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の説明は以上 でございます。

○議長(井原正光君) 次に、議案第39号について、鬼澤都市建設課長。

[都市建設課長鬼澤俊一君登壇]

〇都市建設課長(鬼澤俊一君) それでは、議案第39号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、款 5 繰越金、目 1 繰越金で1,089万円の増額となっております。これにつきましては、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

款1下水道費、目1公共下水道建設事業費で1,236万1,000円の増でございます。内訳といたしましては、節4共済費で1万3,000円の増。これは職員共済組合負担金率の確定に伴うものでございます。

また、節25積立金で1,234万8,000円の増で、これにつきましては繰越金及び人件費の調整額を財政調整基金に積み立てをするものでございます。

続きまして、目2公共下水道維持管理費で147万1,000円の減額でございます。内訳といたしましては、節2給料で78万円の減、節3職員手当等で43万9,000円の減額で、これは職員の人事異動に伴います減額でございます。

また、節4共済費で25万2,000円の減額でございますが、これにつきましては職員共済組合負担金率の確定に伴う減額でございます。

○議長(井原正光君) 次に、議案第40号について、蓮沼環境対策課長。

[環境対策課長蓮沼 均君登壇]

**○環境対策課長(蓮沼 均君)** それでは、議案第40号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、補足してご説明いたします。

4ページをお願いします。

歳入よりご説明いたします。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金291万3,000円の増額となっております。これは前年度の繰越金であります。

続きまして、歳出でございます。

款1霊園事業費、項1事業費、目1事業費の291万3,000円の増額につきましては、前年 度の繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

○議長(井原正光君) 次に、議案第41号について、石塚福祉課長。

[福祉課長石塚 稔君登壇]

**○福祉課長(石塚 稔君)** それでは、議案第41号 平成26年度利根町介護保険特別会計 補正予算(第1号)について、補足してご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険給付費支出の増額及び平成25年度介護保険事業費の確定に伴うものでございます。

歳入でございますが、保険給付費の増額にかかわる財源といたしまして法定給付割合に基づき、款3国庫支出金、目1介護給付費負担金は20%で26万4,000円、款4、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金でございますが、29%で38万2,000円、次の款5県支出金、項1県負担金は12.5%で16万5,000円、款6繰入金、項1一般会計繰入金は12.5%で16万5,000円、次に下の項2基金繰入金26%で34万3,000円、以上、131万9,000円を増額するものでございます。

一番下の款7繰越金4,874万5,000円につきましては、前年度繰越金の確定による増額分でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款 2 保険給付費、項 2 介護予防サービス等諸費、目 3 地域密着型介護予防サービス給付費を80万円増額するものでございますが、こちらは要支援の新規入所者に伴う地域密着型介護予防サービスの給付増によるものでございます。

項4高額介護サービス等費、目2高額介護予防サービス費を2万円増額するもので、低 所得者の要支援認定者が居宅及び施設介護サービスを利用した場合、1割の自己負担分が 一定の負担限度額を上回ったとき、その差額につきまして利用者に払い戻すものでござい まして、その増額が見込まれるため計上するものでございます。

項5高額医療合算介護サービス等費50万円を増額いたすもので、医療と介護の年間自己 負担額が限度額を超過した分を利用者に支払われるものでございまして、その増加が見込 まれるため計上するものでございます。 次に、款 5、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費基金積立金1,498万4,000円につきましては、前年度精算確定により第 1 号被保険者保険料負担相当分の余剰金を積み立てるものでございます。

7ページに移りまして、款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金の2,045万円は、前年 度精算確定により、国等からの介護給付費と地域支援事業費の過交付分を返還するもので ございます。

また、項2繰出金1,331万円につきましては、前年度精算確定による介護給付費と地域支援事業費、並びに事務費の超過繰入分を一般会計に戻すため繰出金として計上するものでございます。

○議長(井原正光君) 次に、議案第42号について、岩戸保健福祉センター所長。

[保健福祉センター所長岩戸友広君登壇]

**〇保健福祉センター所長(岩戸友広君**) 議案第42号 平成26年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、補足してご説明いたします。

4ページお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款3繰越金、項1、目1繰越金で111万7,000円増額補正するもので、これにつきましては、前年度の繰越金になります。

続きまして、歳出になります。

款2諸支出金、項1、目1一般会計繰出金で111万7,000円を増額補正するもので、これ につきましては前年度事業の確定によりまして一般会計に繰り出すものでございます。

〇議長(井原正光君) 次に、議案第43号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務 長。

[保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇]

**〇保険年金課長兼国保診療所事務長(大野敏明君)** それでは、議案第43号 平成26年度 利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、補足して説明申し上げ ます。

4ページをお願いします。

まず歳入でございますが、款 4 繰越金、目 1 繰越金で67万4,000円の増額となってございます。これは平成25年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出でございますが、款3諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金の67万4,000円の増額につきましては、平成25年度の決算確定に伴いまして、精算分を一般会計に繰り出すものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

〇議長(井原正光君) 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第37号から議案第43号までの7件については、議案調査のため本日は説明のみにと どめ、本定例会最終日の9月12日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(井原正光君) 異議なしと認め、そのように決定しました。
- O議長(井原正光君) 日程第17、議案第44号 財産の取得についてを議題とします。 補足説明を求めます。

髙野総務課長。

〔総務課長髙野光司君登壇〕

○総務課長(高野光司君) それでは、議案第44号 財産の取得につきまして、補足して ご説明申し上げます。

利根町消防団第1分団及び第4分団消防ポンプ自動車の買い替えをするため、下記のと おり財産を取得するものであります。

記

- 1 取得する財産 消防ポンプ自動車2台
- 2 取 得 金 額 金3,412万8,000円
- 3 契約相手方 茨城県石岡市国府5-2-25 有限会社鈴機 代表取締役鈴木直人 提案理由といたしましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関 する条例第3条の規定により提案するものであります。

なお、配備する第1分団及び第4分団の現在使用している消防団ポンプ自動車は、購入 してから既に22年以上が経過しております。

〇議長(井原正光君) 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第44号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の9月12日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(井原正光君) 異議なしと認め、そのように決定しました。
- 〇議長(井原正光君) 日程第18、議案第45号 平成25年度利根町一般会計歳入歳出決算 認定の件から日程第24、議案第51号 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定の件までの7件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井原正光君) 異議なしと認めます。

それでは、日程第18、議案第45号から日程第24、議案第51号までの7件を一括議題とし

ます。

この際、監査委員から審査意見の報告を求めます。

五十嵐 弘監査委員。

#### [監查委員五十嵐 弘君登壇]

○監査委員(五十嵐 弘君) 監査委員の五十嵐でございます。平成25年度利根町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果をご報告申し上げます。

本年度の決算審査は、去る7月30日から8月1日までの3日間にわたり、若泉昌寿監査委員とともに、当町の役場会議室において行いました。

審査の対象となりましたのは、平成25年度利根町一般会計歳入歳出決算及び平成25年度 利根町特別会計歳入歳出決算です。特別会計は、国民健康保険特別会計が事業勘定と施設 勘定の2会計、公共下水道事業特別会計、町営霊園事業特別会計、介護保険特別会計、介 護サービス事業特別会計、そして後期高齢者医療特別会計の7会計でございます。

なお、審査に当たっては、私たちは町長から提出された歳入歳出決算に関する各書類が、 地方自治法、利根町条例及び関係諸法令に準拠して適正に作成されているかどうか、予算 が適正かつ効率的に執行されているかどうかに主眼を置き、関係者の説明を聴取し、あわ せて例月出納検査及び定期監査の結果を考慮して、関係帳簿並びにその他書類等の照合な ど、通常実施すべき審査を行いました。

今回の審査結果といたしましては、審査に付された各会計歳入歳出決算書等決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が地方自治法、利根町条例及び関係諸法令に準拠して作成されており、かつその計数は、関係帳簿並びにその他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われていると認められました。

次に、今回の決算審査のまとめを述べさせていただきます。

平成25年度当初予算は依然として厳しい財政状況のもと、第4次利根町総合振興計画、第3期基本計画等を基本に、東日本大震災からの復旧・復興対策や放射能対策及び県一番の子育て環境のよい町を目指した施策を優先的、重点的に取り組むことと、徹底した経常経費の削減と適切な事業の見直しを図ることとして編成されております。

その結果、一般会計の当初予算は51億2,761万1,000円で対前年度と比べ4,526万4,000円の減、率でマイナス0.88%減となっております。

なお、平成25年度の一般会計の決算についても、歳入が54億6,693万7,396円、歳出が52億3,109万2,623円で、前年度と比べて歳入が1億280万2,897円の減、率でマイナス1.85%、歳出も1億1,236万9,990円の減、率にしますとマイナス2.10%とそれぞれ減となっております。

また、一般会計分の基金は平成25年度末現在高が23億1,154万7,000円で、前年度末と比べて1億1,912万9,000円の増、率にしますとプラス5.43%となっております。

一般会計の歳入については、税の公平負担の原則、そして財源確保の観点から、今後も 引き続き収入未済額や不納欠損額の減少に向けた徴収事務の強化を図っていただきたいと 考えております。

あわせて、受益者負担においても、必要に応じ施設の使用料や各種手数料の見直しなど を実施し、さらなる受益者負担の適正化とともに、収入の確保に向けた取り組みを強くお 願いしたいと考えております。

また、歳出については、限られた財源で町の課題解決や将来の町の成長に向けたまちづくりを着実に進めるため、今後も住民ニーズの適切な把握とともに、国の予算編成や地方 財政対策の動向などを十分に留意し、さらなる創意工夫を行い、収支見通しに立った財政 運営をお願いしたいと考えております。

そのためには、より一層の行政改革を推進し、真に必要な事業の立ち上げや所期の目的 が達成した事業の縮小、廃止など事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、引き続き 厳しい財政状況が続く中で徹底した経費節減に努めていただきたいと考えております。

一方、特別会計予算については、全体で43億4,111万2,000円、前年度と比べて2億2,831万4,000円の増、率にしますとプラス5.55%となっております。

特別会計決算は全体で歳入が47億4,595万6,377円、歳出が45億2,414万6,177円で前年度と比べ、歳入が2億433万6,570円の増、率にしますとプラス4.50%、歳出は1億7,491万2,795円の増、率にしますとプラス4.02%と、それぞれ増となっております。

また、特別会計分の基金は平成25年度末現在高が6億3,049万3,000円で、前年度末と比べて5,139万円の増、率にしますとプラス8.87%となっております。

今後も特別会計については、一般会計と同様に収入未済額や不納欠損額の減少に向けた 徴収事務の強化を図るとともに、医療費や介護保険給付費の増大への適切な対応を含めた 独立採算の原則に沿った事業運営を強くお願いしたいと考えております。

末尾になりますが、平成25年度の町政運営については、予防接種事業の拡充や子育て応援手当支給事業などの推進、メガソーラー事業の誘致及び地域防災計画の見直しなどを行うなど、さきを見据えたまちづくり事業が行われております。

今後も、誰もが安心して豊かに生活できる元気な町の実現を目指し、住民福祉の向上を図るには、社会情勢や住民ニーズに適切に対応するため、予算編成及び事業の執行が必要であると考えます。そのためには、職員が一丸となり創意工夫と努力により、引き続き行政改革大綱の適切な進行管理を行い、健全な財政運営に努めるとともに、第4次総合振興計画、第4期基本計画などの諸計画が着実に推進されることを期待いたします。

これで決算審査報告を終わります。

O議長(井原正光君) 審査意見の報告が終わりました。 これから、議案第45号について、概要説明を求めます。 菅田会計管理者。

## [会計管理者菅田哲夫君登壇]

**〇会計管理者(菅田哲夫君)** それでは、議案第45号 平成25年度利根町一般会計歳入歳 出決算認定の件について、補足してご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

決算書の5ページ、6ページをお願いいたします。

ページの下のほうに歳入の合計がございます。予算現額54億1,772万9,000円、調定額56 億6,495万9,121円、収入済額54億6,693万7,396円でございます。

予算現額に対する収入割合は100.91%、調定額に対する収入割合は96.50%でございます。また、不納欠損額は403万5,725円で、前ページの款 1 町税で表示されているとおりでございます。

収入未済額は1億9,398万6,000円で、その内訳としまして、前のページですけれども、 款1町税で1億5,564万4,906円、それから、款11分担金及び負担金の153万7,100円、それ から、款19諸収入、項4貸付金元利収入で3,680万3,994円となってございます。また、収 入済額は前年度に比べ1億280万2,897円の減額でございます。

続きまして、前の3ページ、4ページをお願いしたいと思います。

まず款 1 町税でございます。予算現額13億4,365万4,000円に対し、収入済額14億222万8,852円で、合計収入済額の25.65%を占め、前年度に比べ1,408万6,996円の減額でございます。減額の理由としましては、個人住民税の給与収入等の減が主な理由でございます。

次に、款2地方譲与税でございます。予算現額9,061万9,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の1.66%を占めまして、前年度に比べ469万5,130円の減額でございます。減額の理由としましては、国の徴収額の減収によるものでございます。

款3利子割交付金でございます。予算現額432万9,000円、収入済額も同額でございます。 合計収入済額の0.08%を占め、前年度に比べ51万5,000円の減額でございます。減額の理由 としましては、県民利子割収入の減収によるものでございます。

次に款4配当割交付金でございます。予算現額706万1,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.13%を占めまして、前年度に比べ314万円の増額でございます。増額の理由としまして、上場株式等の配当の増収によるものでございます。

款5株式等譲渡所得割交付金でございます。予算現額1,166万9,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.21%を占めまして、前年度に比べ1,066万1,000円の増額でございます。増額の理由としまして、株式の譲渡益等に課税される県税の増収によるものでございます。

款 6 地方消費税交付金でございます。予算現額 1 億1,153万6,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の2.04%を占め、前年度に比べ95万9,000円の減額でございます。減額の理由としまして、県が徴収する地方消費税の減収によるものでございます。

款7自動車取得税交付金でございます。予算現額2,162万3,000円、収入済額も同額でご

ざいます。合計収入済額の0.40%を占め、前年度に比べ317万5,000円の減額でございます。 減額の理由としまして、県が徴収する自動車取得税の減収によるものでございます。

款8地方特例交付金でございます。予算現額1,065万6,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.19%を占め、前年度に比べ53万1,000円の減額でございます。減額の理由としましては、子ども手当の見直し等により減額になったものでございます。

次に、款9地方交付税でございます。予算現額19億28万4,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の34.76%を占め、前年度に比べ1,927万9,000円の減額でございます。減額の理由としまして、特別交付税の震災の復旧工事が減少したことにより、交付税の予算が減額されたことによるものでございます。

款10交通安全対策特別交付金でございます。予算現額230万3,000円に対しまして、収入済額219万3,000円でございます。合計収入済額の0.04%を占め、前年度に比べ14万7,000円の減額で、ほぼ前年相当の交付となっております。

次に、款11分担金及び負担金でございます。予算現額5,595万7,000円に対し、収入済額4,770万9,390円で、合計収入済額の0.87%を占め、前年度に比べ1,302万2,353円の減額でございます。減額の理由としまして、保育園入所児の世帯の所得階層の変化等及び2年間の事務局を終了したため、常総地域小児救急医療輪番制病院等運営費負担金がなくなったことによるものでございます。

款12使用料及び手数料でございます。予算現額4,035万7,000円に対し、収入済額4,184万8,045円で、合計収入済額の0.76%を占め、前年度に比べ84万932円の増額で、ほぼ前年相当の収入済額となってございます。

款13国庫支出金でございます。予算現額 4 億5,714万8,000円に対し、収入済額 4 億4,620万7,089円で、合計収入済額の8.16%を占め、前年度に比べ2,837万3,071円の増額でございます。増額の理由としまして、新たに地域経済活性化・地域の元気臨時交付金があったこと、また、児童手当負担金が増加したことなどによる増額でございます。

続きまして、次の5ページ、6ページをお願いします。

款14県支出金でございます。予算現額3億1,140万7,000円に対し、収入済額が3億430万2,546円で、合計収入済額の5.57%を占め、前年度に比べ6,119万8,828円の減額でございます。減額の理由としまして、緊急雇用創出事業費交付金及び再生可能エネルギー導入促進事業費補助金がなくなったことなどによるものでございます。

次、款15財産収入でございます。予算現額1,170万5,000円に対し、収入済額1,197万1,256円で、合計収入済額の0.22%を占め、前年度に比べ326万8,649円の増額でございます。増額の理由としまして、旧利根中学校による土地、建物貸付料の増額によるものでございます。

款16寄附金でございます。予算現額10万円に対し、収入済額9万9,000円で、合計収入済額の0.01%を占め、前年度に比べ83万8,207円の減額でございます。減額の理由としまして

は、一般寄附金等の減によるものでございます。

款17繰入金でございます。予算現額 2 億3,173万2,000円に対し、収入済額 2 億3,173万522 円、合計収入済額の4.24%を占め、前年度に比べ5,835万2,119円の減額でございます。減額の理由としまして、茨城県浄化センター周辺地域生活環境整備基金等の繰入金の減額によるものでございます。

款18繰越金でございます。予算現額2億2,627万7,000円に対し、収入済額2億2,627万7,680円で、合計収入済額の4.14%を占め、前年度に比べ6,225万6,085円の減額でございます。

款19諸収入でございます。予算現額2億2,276万円に対し、収入済額2億3,804万1,016円で、合計収入済額の4.35%を占め、前年度に比べ7,934万5,169円の増額になってございます。増額の理由としまして、先般の談合事件に係る損害賠償金等によるものでございます。

款20町債でございます。予算現額3億5,655万2,000円に対し、収入済額も同額でございます。合計収入済額の6.52%を占め、前年度に比べ1,062万4,000円の増額でございます。 増額の理由としまして、主に新たに特定被災地方公共団体借換債、及び防災・安全交付金 事業債があったことによるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

まず、9ページ、10ページのほうをお開きください。

一番下の歳出合計欄の予算現額でございます。54億1,772万9,000円に対し、支出済額52億3,109万2,623円、執行率は96.56%でございます。翌年度繰越額は712万2,000円でございます。また、不用額は1億7,951万4,377円でございます。前年度に比べ、支出済額は1億1,236万9,990円の減額でございます。

戻っていただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

款1議会費でございます。予算現額9,255万1,000円に対し、支出済額9,036万5,476円で、執行率は97.64%でございます。不用額は218万5,524円でございます。不用額の主な理由としまして、議会会議録の反訳委託が当初の見込みより少なかったことによるものでございます。

款 2 総務費でございます。予算現額 8 億4,636万4,000円に対し、支出済額 8 億1,342万4,540円で、執行率は96.11%でございます。不用額は3,293万9,460円でございます。不用額の主な理由としまして、項 1 総務管理費の中の財産管理費の需用費で、庁舎内の機械設備等の修繕と公用車等の燃料費の節約及び庁舎清掃業務など委託料の契約差金により見込みより少なかったこと、また、項 2 の徴税費での税務関係電算業務委託及び税務システムの賃借料などの契約差金でございます。

次に、款3民生費でございます。予算現額15億5,356万8,000円に対し、支出済額14億8,909万5,361円で、執行率は95.85%でございます。翌年度繰越額324万円がございますが、これ

は子ども・子育て支援新制度システム等構築事業事務費でございます。不用額は6,123万 2,639円でございます。不用額の主な理由としまして、項1社会福祉費の中の社会福祉総務 費と医療福祉費の扶助費等が当初見込みより少なかったこと、また、項2児童福祉費の中 で町からの保育所委託料が当初見込みより少なかったための残でございます。

款 4 衛生費でございます。予算現額 5 億8,625万9,000円に対し、支出済額 5 億7,185万7,113円で、執行率は97.54%でございます。不用額は1,440万1,887円でございます。不用額の主な理由としまして、項1の保健衛生費の各健診において、受診者が見込んだ数よりも少なかったためでございます。

款5農林水産業費でございます。予算現額2億7,086万円に対し、支出済額2億6,804万2,141円で、執行率は98.96%でございます。不用額は281万7,859円でございます。不用額の主な理由としましては、目3農業振興費の節19負補交で農業近代化資金及び営農資金借り入れに伴う利子補給金で、いずれも現年度の借り入れが少なかったためでございます。

款 6 商工費でございます。予算現額2,197万3,000円に対し、支出済額2,121万5,901円で、執行率は96.55%でございます。不用額は75万7,099円でございます。不用額の主な理由としまして、目 2 商工振興費、節19負補交で中小企業事業資金信用保証料補給金の申請が少なかったためでございます。

款7土木費でございます。予算現額3億6,479万7,000円に対し、支出済額3億3,193万4,678円で、執行率は90.99%で、翌年度繰越額が388万2,000円、これは都市再生整備計画事業でございます。不用額は2,898万322円でございます。不用額の主な理由としまして、項2の道路橋梁費の道路維持工事等の契約差金、並びに項4の都市計画費の都市公園維持管理工事等の契約差金でございます。

款8消防費でございます。予算現額3億2,651万7,000円に対し、支出済額3億1,759万7,071円で、執行率は97.27%でございます。不用額は891万9,929円でございます。不用額の主な理由としまして、地域防災計画作成業務委託契約に差金が生じたこと、また、消防施設等の修繕費で修繕が少なかったためでございます。

款 9 教育費でございます。予算現額 5 億3,226万5,000円に対し、支出済額 5 億1,072万548 円で、執行率は95.95%でございます。なお、不用額は2,154万4,452円でございます。不用額の主な理由としまして、学校管理費、小中学校運営事業で主に光熱水費等の需用費の残でございます。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

款10公債費でございます。予算現額4億6,592万7,000円に対し、支出済額4億6,519万7,689円で、執行率は99.84%、不用額は72万9,311円でございます。ほぼ予算どおりの支出でございます。

次に、款11諸支出金でございます。予算現額3億2,413万2,000円、支出済額も同額でございます。

次に、款12災害復旧費でございます。予算現額が2,860万円、支出済額が2,751万105円、 執行率が96.19%でございます。なお、不用額は108万9,895円でございます。

款13予備費でございます。予算現額391万6,000円、支出済額はございません。

以上、歳出でございます。

それでは、237ページをお開き願います。

こちらは一般会計の実質収支に関する調書となってございます。

まず一番上からですが、歳入総額54億6,693万7,000円に対しまして、歳出総額52億3,109万2,000円でございます。差引額は2億3,584万5,000円でございます。なお、その下の翌年度へ繰り越すべき財源の計としまして233万円がございます。また、実質収支額は2億3,351万5,000円となってございます。

一般会計歳入歳出決算につきましては、以上でございます。

〇議長(井原正光君) 説明が終わりました。

続いて、議案第46号から議案第51号までの6件について、各所管課長から概要説明を求めます。

まず、議案第46号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

[保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇]

**〇保険年金課長兼国保診療所事務長(大野敏明君)** それでは、議案第46号 平成25年度 利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、補足してご説明申し上 げます。

決算書は238ページからとなります。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

まず、保険加入者数の概要でございますが、平成25年度末の国保加入者数は6,312人で、前年度と比較しまして84人の減でございます。このうち一般被保険者が5,918人、退職被保険者が394人となってございます。また、25年度中に後期高齢者医療制度に移行した被保険者数は177人となってございます。

それでは、事業勘定の歳入からご説明いたします。

240ページ、241ページをお開き願います。

款1国民健康保険税ですが、予算現額5億9,371万3,000円に対しまして、調定額が7億8,490万9,788円で、収入済額は6億1,326万4,386円になってございます。これは、項1国民健康保険税の収納率78.1%の収入があったものでございます。

また、不納欠損は3,922万7,534円でございまして、これは滞納繰越分において地方税法で定める徴収期間の時効消滅等に伴い不納欠損したものでございます。なお、不納欠損の対象者は186人で件数は512件でございます。

次に、款2使用料及び手数料ですが、調定額、収入済額とも23万9,300円で、納税証明書 手数料等の収入で、ほぼ前年度並みの収入済額となってございます。 次に、款3国庫支出金でございますが、調定額、収入済額とも5億3,176万5,918円で、 これは一般被保険者に係る給付費等の項1国庫負担金で約32%の収入と、項2国庫補助金 としての財政交付金の収入があったものでございます。

次に、款4療養給付費交付金ですが、調定額、収入済額とも1億5,599万9,000円で、この交付金は退職被保険者等に係る療養給付費等に対して交付されたものでございます。

次に、款 5 前期高齢者交付金でございますが、調定額、収入済額とも 6 億5,695万6,103 円で、これは各保険者の前期高齢者の加入者数に応じて交付されたものでございます。

次に、款 6 県支出金でございますが、調定額、収入済額とも 1 億2,472万8,412円となっております。項 1 県負担金の高額療養費に係る収入や項 2 県補助金の県調整交付金に交付されたものでございます。

続きまして、款7高額医療費共同事業交付金でございますが、調定額、収入済額とも2 億452万3,719円となっております。これは、高額医療費に係る共同安定化事業交付金によ るものでございます。

次に、款 8 繰入金でございますが、調定額、収入済額とも 1 億7,670万2,344円で、これは項 1 他会計繰入金として一般会計から法定分の繰入金と項 2 財政調整基金繰入金として財源不足の繰入金でございます。

款9繰越金でございますが、調定額、収入済額とも1億1,614万6,805円で、これは前年 度からの繰越金でございます。

次に、款10諸収入でございますが、収入済額494万5,342円で、延滞金加算金などでございまして、これは主に延滞金加算金などでございます。

歳入合計、予算現額25億367万円に対しまして、調定額が27億5,710万6,515円で、収入済額は25億8,527万1,329円となっております。前年度と比較しますと514万1,780円の増額で、率にしまして0.2%の増となってございます。

事業勘定の歳入につきましては、以上でございます。

次に、事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

次の242ページ、243ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費は支出済額5,610万4,306円で、主に職員の人件費及び事務費でございます。

項2運営協議会費は支出済額10万8,968円で、主に委員報酬や研修会負担金でございます。 次に、款2保険給付費の項1療養諸費は支出済額14億602万8,478円で、これは療養諸費 の一般被保険者に係る療養給付費によるものでございます。

項2高額療養費は支出済額1億6,277万7,545円で、一般被保険者に係る高額医療費でございます。

項4出産育児諸費は支出済額798万3,570円で、出産された方への補助金です。

項5葬祭諸費は支出済額175万円で、葬祭された方への補助金でございます。

次に、款3後期高齢者支援金等ですが、支出済額は3億4,836万2,870円で、後期高齢者 医療制度に係る保険者負担金でございます。

次に、款4前期高齢者納付金等ですが、支出済額は37万4,222円で、保険者間の不均衡を 調整するための納付金でございます。

次に、款5老人保健拠出金は支出済額1万1,355円でございます。

次に、款 6 介護納付金は、支出済額が 1 億4,928万1,915円で、介護保険第 2 号被保険者 に係る介護給付費納付金でございます。

次に、款7共同事業拠出金ですが、支出済額が2億1,009万5,811円で、高額医療費共同 事業における拠出金でございます。

次に、款8保健事業費、項1保健事業費ですが、支出済額が662万7,273円で、主に人間 ドック及び脳ドックの利用者への補助金でございます。

項2特定健康診査等事業費で支出済額は1,582万9,700円で、主に特定健康診査及び保健 指導に伴う事業費でございます。

次に、款9基金積立金ですが、支出済額が8,013万5,000円で、国民健康保険財政調整基金への積立金でございます。

次に、款10諸支出金、項1 償還金及び還付加算金ですが、支出済額は1,236万1,546円で、 平成24年度の国庫支出金の精算に伴う返還金でございます。

項2繰出金ですが、支出済額は354万188円で、これは平成24年度一般会計繰入金の精算 に伴う繰出金でございます。

次に、款11予備費ですが、支出済額はございません。

次の244ページと245ページをお願いいたします。

歳出合計の予算現額25億367万円に対しまして、支出済額は24億6,137万2,747円で、執行率は98.3%でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた1億2,389万8,582円は、翌年度に繰り越しとなるものでございます。

事業勘定の歳出につきましては以上でございます。また、事業勘定の決算につきまして も以上でございます。

続きまして、施設勘定につきましてご説明申し上げます。

決算書は271ページからとなります。

まず、診療所の平成25年度の利用状況についてご説明申し上げます。

年間の総利用者数は、延べ人数で1万4,110人でございます。前年度に比べ371人の増でございます。また、1日当たりの患者数は平均で52.6人でございまして、前年度51.7人に比べ若干増加してございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

273ページ、274ページをお願いします。

まず、款1診療収入、項1外来収入で調定額及び収入済額とも9,651万5,226円で、外来

収入があったものでございます。

項2その他の診療収入で調定額及び収入済額とも46万8,890円で、保険未使用者の診療収入でございます。

次に、款2介護サービス収入ですが、調定額及び収入済額とも、項1介護給付費収入で337万9,410円、項2予防給付費収入で14万9,940円、それから、項3自己負担金収入で39万3,470円、それぞれサービス収入として前年度とほぼ同額の収入がございました。

次に、款3使用料及び手数料ですが、調定額及び収入済額とも項1使用料で12万円、項2手数料で42万7,000円、これは診療所の使用料や健康診断の文書料で収入がございました。 次に、款4繰入金ですが、調定額、収入済額ともありませんでした。

次に、款 5 繰越金で、調定額及び収入済額とも2,790万8,707円で、前年度からの繰越金です。

次に款 6 諸収入で調定額及び収入済額とも、項 2 雑入で1,183万6,591円、主に個人予防接種料等で収入がございました。

歳入合計でございますが、予算現額 1 億1,725万2,000円に対しまして、調定額、収入済額とも 1 億4,119万9,450円となっております。前年度と比較しますと1,293万3,770円の増額で、率にしまして10.1%の増でございます。

施設勘定の歳入説明につきましては、以上でございます。

続きまして、施設勘定の歳出につきましてご説明申し上げます。

次の275ページ、276ページお願いいたします。

款 1 総務費でございますが、支出済額7,265万7,208円で、主に職員の人件費と事務経費、 診療に必要な経費、施設の維持管理費でございます。

次に、款2の医業費でございますが、支出済額1,653万2,559円で、療養衛生材料費の支出でございます。

次に、款3の基金積立金で支出済額1,958万4,000円で、これは財政調整基金への積立金でございます。

款4予備費につきましては、支出済額はございません。

歳出の説明につきましては、以上でございます。

なお、歳入総額から歳出総額を差し引いた3,242万5,683円につきましては、翌年度へ繰り越しするものでございます。

議案第46号 平成25年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきましての説明は以上でございます。

〇議長(井原正光君) 暫時休憩いたします。

午後2時32分休憩

○議長(井原正光君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第47号について、鬼澤都市建設課長。

[都市建設課長鬼澤俊一君登壇]

〇都市建設課長(鬼澤俊一君) それでは、議案第47号 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして補足してご説明申し上げます。

それでは、歳入からご説明いたします。

294ページ、295ページをお開き願います。

款 1 分担金及び負担金でございますが、予算現額888万4,000円に対しまして調定額が920万754円で、収入済額は915万1,554円となっております。前年度と比較いたしまして28万1,003円の増でございます。これは受益者負担金の現年度分の増によるものでございます。また、不納欠損額につきましては8,200円で、これは下水道受益者負担金の過年度分 1 件分を不納欠損にしたものでございます。収入未済額につきましては4 万1,000円となっております。

続きまして、款 2 使用料及び手数料でございますが、予算現額 1 億7,495万3,000円に対しまして調定額が 1 億8,251万4,380円で、収入済額は 1 億7,561万8,148円でございます。不納欠損額につきましては210万8,736円となっております。これは下水道使用料滞納繰越分でございまして、時効消滅によりまして不納欠損にしたものでございます。また、収入未済額につきましては478万7496円となっております。なお、下水道使用料の収納率につきましては96.2%で、前年度と比較いたしまして1.3ポイントの増となってございます。現年度分につきましては、上下水道料金の一括徴収等により徴収率は98.7%となっております。

続きまして、款3国庫支出金でございますが、予算現額3,190万円に対しまして、調定額、収入済額とも3,190万円となっております。前年度と比較いたしまして1,608万円の増でございます。これは国庫補助金のうち公共下水道補助金で、社会資本整備総合交付金事業及び防災・安全交付金事業費の増によるものでございます。

続きまして、款4繰入金につきましては、予算現額8,314万9,000円に対しまして、調定額、収入済額とも8,314万9,000円となっております。前年度と比較いたしますと176万1,000円の増でございます。これは財政調整基金からの繰り入れの増によるものでございます。

次に、款 5 繰越金でございますが、予算現額1,454万9,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1,454万9,474円となっております。前年度と比較いたしまして326万8,699円の増でございます。これにつきましては、前年度からの繰越金でございます。

次に、款 6 諸収入でございますが、予算現額1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも3,400円となっております。前年度と比較いたしまして4万9,200円の減でございます。

続きまして、款7町債でございますが、予算現額6,980万円に対しまして、調定額、収入済額とも6,820万円となっております。前年度と比較いたしまして5,340万円の増でございます。これは、下水道債のうち特定被災地方公共下水道債の増によるものでございます。

歳入合計は、予算現額 3 億8,323万6,000円で、うち現年度予算額 3 億5,100万1,000円で、繰り越し予算が3,223万5,000円となっております。また、調定額が 3 億8,951万7,008円で、収入済額は 3 億8,257万1,576円でございます。前年度と比較いたしまして7,351万2,752円の増額で、率にしまして23.8%の増でございます。

続きまして、296ページ、297ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明申し上げます。

款1下水道費でございますが、予算現額2億3,133万9,000円に対しまして支出済額は2億1,965万1,303円でございます。前年度と比較いたしまして3,648万1,454円の増額となっております。増額の主なものは下水道整備費で、汚水管渠布設に伴う設計委託費及び工事費の増によるものでございます。また、下水道維持管理費で下水道管路施設長寿命化計画策定委託及び下水道台帳のシステム導入費等でございます。

続きまして、款2公債費は、予算現額1億5,089万7,000円に対しまして支出済額は1億5,088万5,885円でございます。前年度と比較いたしまして3,954万6,384円の増額となっております。これは、目1負担金で公共下水道債及び流域下水道債の償還金の増によるものでございます。

続きまして、款3予備費につきましては、予算現額100万円に対しまして、支出済額はございません。

歳出合計の予算現額 3 億8,323万6,000円に対しまして、支出済額は 3 億7,053万7,188円 でございます。前年度と比較いたしまして7,602万7,838円の増額で、率にしまして25.8% の増となってございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きました1,203万4,388円につきましては、翌年度へ繰り越しをするものでございます。

○議長(井原正光君) 次に、議案第48号について、蓮沼環境対策課長。

〔環境対策課長蓮沼 均君登壇〕

○環境対策課長(蓮沼 均君) それでは、議案第48号 平成25年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、補足してご説明いたします。

315ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。

款1使用料及び手数料ですが、予算現額が488万6,000円で、収入済額が699万1,110円で ございます。主に永代使用料と管理料でございます。増額の理由としましては、永代手数 料での新規加入によるものでございます。

続きまして、款 2 繰入金でございますが、予算現額が11万9,000円で収入済額が同額でございます。これは財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、款3繰越金でございますが、予算現額が589万8,000円で、収入済額が589万7,998円でございます。これは前年度の繰越金でございます。

317ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

款1霊園事業費、項1事業費でございますが、予算現額が1,082万5,000円で、支出済額が1,009万5,063円でございます。主に委託料と積立金でございます。執行率は93.26%でございます。前年度と比較しまして320万7,007円の増でございます。この理由としましては、財政調整基金積立金の増によるものでございます。

歳入総額より歳出総額を差し引いた291万3,045円につきましては、翌年度へ繰り越しいたします。

利根町営霊園事業特別会計につきましては、以上でございます。

○議長(井原正光君) 次に、議案第49号について、石塚福祉課長。

[福祉課長石塚 稔君登壇]

**〇福祉課長(石塚 稔君)** それでは、議案第49号 平成25年度利根町介護保険特別会計 歳入歳出決算認定の件について、補足してご説明申し上げます。

関連事項といたしまして、平成25年度末の65歳以上の第1号被保険者数は前年より339 人増の6,003人、うち要支援、要介護認定者数は2人増の646人となっております。この中 には40歳から64歳までの2号被保険者の認定者が16人含まれております。

それでは、332ページ、333ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1介護保険料、項1介護保険料でございますが、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。予算現額2億9,300万1,000円、調定額が3億146万6,500円、収入済額が2億9,549万9,900円、収納率が98.02%で、前年度と比較しますと7.31%、2,012万1,000円の増額でございます。これは、被保険者数の増加に伴うものでございます。また、不納欠損額が124万1,700円、収入未済額が472万4,900円となってございます。

次に、款2使用料及び手数料につきましては、調定どおりの収入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金につきましては、調定額2億2,868万9,476円、収入済額も同額でございます。この負担金につきましては、介護給付費に対して施設介護サービス分は15%、その他については20%の割合で交付されたものでございます。

項2国庫補助金、調定額1,162万848円、収入済額も同額でございます。こちらは地域支援事業交付金及び介護保険事業費補助金として国から交付されたものでございます。

款4支払基金交付金は、調定額3億4,074万2,000円で、収入済額も同額でございます。 これは、介護給付費及び地域支援事業の介護予防事業に対し29%の割合で社会保険診療報 酬支払基金から交付されるもので、いわゆる40歳から64歳までの方の第2号被保険者保険 料でございます。

次に、款 5 県支出金、項 1 県負担金は、調定額 1 億7,105万9,000円で、収入済額も同額でございます。これは、介護給付費に対して施設介護サービス分は17.5%、その他につい

ては12.5%の割合で県から交付されたものでございます。

334ページ、335ページをお願いいたします。

項3県補助金については、調定額及び収入済額とも同額で577万8,924円でございまして、 地域支援事業の県交付金でございます。

款6繰入金、款7繰越金は、予算どおりの収入でございます。

款8諸収入で168万65円の歳入につきましては、介護施設からの返納金や第1号被保険者の延滞金などでございます。

336ページ、337ページをお願いいたします。

歳入合計は12億9,368万2,384円、予算現額に対しまして681万4,616円の減、前年度決算額に比較しまして9,845万7,938円、8.24%の増となっております。

次に、歳出でございますが、338ページ、339ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費の支出済額は361万9,374円でございます。不用額が131万7,626円ございますが、主に消耗品費等の事務費支出で不用となったものでございます。

項2介護認定調査等費につきましては、支出済額724万1,831円で、不用額71万6,169円でございますが、主に介護認定審査会の委員報酬及び役務費の主治医意見書料でございます。

款 2 保険給付費につきましては、予算現額12億1,535万7,000円、支出済額は11億6,494万4,096円、不用額5,041万2,904円ほどございますが、二十数項目のサービス給付費の中で給付に足る予算計上した結果によるもので、この保険給付費の伸びは前年度より5.31%、5,874万973円の増となっております。保険給付費全体の予算執行率は95.85%となっており、概ね予算どおりの執行となっております。

346ページ、347ページをお願いします。

款 3 地域支援事業費につきましては、予算現額3,641万円、支出済額3,510万5,932円で、 執行率は96.42%でございます。

352ページ、353ページの款 5 基金積立金1, 562万円につきましては、予算どおりの執行となっております。

354ページ、355ページをお願いいたします。

款 6 諸支出金につきましては、項 1 償還金及び還付加算金は予算現額775万2,000円で、 支出済額が757万252円、18万1,748円の不用額となってございますが、過年度の第 1 号被保 険者保険料還付金や国庫支出金等の返還金でございます。

項2繰出金は、一般会計繰出金で支出済額1,083万4,729円で、予算どおりの執行となっております。

歳出合計の支出済額は12億4,493万6,214円、予算現額に対しまして全体の執行率は95.73%、前年度と比較しまして7,419万2,189円、率にして6.34%の増でございました。歳入総額から歳出総額を差し引きしました4,874万6,170円は、翌年度に繰り越しとなるものでございます。

O議長(井原正光君) 次に、議案第50号について、岩戸保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長岩戸友広君登壇〕

**〇保健福祉センター所長(岩戸友広君)** 議案第50号 平成25年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、補足してご説明いたします。

決算書363ページ、364ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

款1サービス収入で404万8,227円の収入済額になります。これにつきましては、介護予防マネジメント費収入になります。

款2繰入金で337万円の収入済額になります。これにつきましては、一般会計から繰り入れしたものでございます。

款3繰越金で213万3,409円の収入済額になります。前年度の繰越金になります。

款 4 諸収入で 1 万8,852円の収入済額になります。臨時職員の雇用保険料個人負担立てか え分になります。

続きまして、歳出になります。

決算書365ページ、366ページお願いいたします。

款1サービス事業費で、予算現額718万4,000円に対しまして、支出済額631万9,718円、不用額86万4,282円で執行率87.97%になります。主な支出では、要支援認定者の介護予防計画を作成します介護支援専門員の賃金、また介護予防ケアマネジメント業務委託料になります。

款2諸支出金では一般会計繰出金で213万3,000円になります。

367ページにあります実質収支に関する調書で、歳入総額から歳出総額を差し引きました 111万8,000円は、翌年度へ繰り越しするものでございます。

〇議長(井原正光君) 次に、議案第51号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務 長。

[保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇]

**〇保険年金課長兼国保診療所事務長(大野敏明君)** それでは、議案第51号 平成25年度 利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、補足してご説明申し 上げます。

初めに、被保険者数の概要について申し上げます。

平成25年度末の被保険者数は2,244人でございまして、前年度と比較しまして74人の増になってございます。内訳でございますが、75歳以上の方が2,136人で81人の増となっております。65歳から75歳未満の障害認定者につきましては108人で7人の減となってございます。それでは、歳入からご説明いたします。

370ページ、371ページをお開き願いたいと思います。

まず、款1後期高齢者医療保険料ですが、予算現額1億2,683万7,000円に対しまして、

調定額1億2,709万3,400円、収入済額は1億2,635万6,700円です。これは、後期高齢者医療保険料の収納率99.4%の収入があったものでございます。また、不納欠損額は15万9,000円でございまして、滞納繰越分において法律で定める徴収期間の時効消滅に伴い不納欠損をしたものでございます。なお、不納欠損の対象者は5名で、件数は40件になってございます。

次に、款2使用料及び手数料ですが、調定額及び収入済額とも2万6,200円で、督促手数料でございます。

次に、款3繰入金で調定額及び収入済額とも1億8,061万8,900円で、一般会計繰入金で ございます。

次に、款4繰越金で調定額及び収入済額とも126万9,611円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、款5諸収入ですが、主な収入済額として項3雑入1,230万4,731円で、主に後期高齢者に係る健診料及び医療療養給付費負担金の過年度精算金によるものでございます。

歳入合計、予算現額 3 億2, 190万8, 000円に対しまして、調定額 3 億2, 138万9, 742円で、 収入済額は 3 億2, 065万3, 042円です。前年度と比較しますと1, 374万663円の増額になりま して、率にしまして4.5%の増となってございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

次の372ページ、373ページをお願いします。

款1総務費ですが、支出済額が1,259万2,486円で、支出の主なものは後期高齢者健診業 務委託料及び後期高齢者医療共通経費負担金などでございます。

次に、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金でございますけれども、支出済額は 2 億9,710 万189円で、広域連合への納付金の支出でございます。

次に、款3諸支出金でございますが、主なものは項2繰出金で1,021万9,605円で、一般会計への繰出金でございます。

歳出合計、予算現額 3 億2, 190万8, 000円に対しまして、支出済額は 3 億1, 997万8, 480円 でございまして、前年度と比較しまして1, 433万5, 712円の増額で、率にしまして4. 7%の増 となってございます。執行率は99. 4%でございます。

支出の説明は以上でございます。

なお、歳入総額から歳出総額を差し引いたもの67万4,562円を翌年度に繰り越しするもの でございます。

説明につきましては、以上でございます。

〇議長(井原正光君) 説明が終わりました。

これから本案の款項に対する質疑を行います。

まず、議案第45号に対する質疑を行います。

いませんか。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第46号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第47号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第48号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第49号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第50号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第51号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第45号から議案第51号までの7件については、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これに ご異議ありませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井原正光君) 異議なしと認め、決算審査特別委員会を設置し、付託することに 決定しました。

休憩中に全員協議会室にて決算審査特別委員会を開催いたしますので、お集まりください。

暫時休憩いたします。

午後3時16分休憩

## 午後3時25分開議

〇議長(井原正光君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま休憩中に決算審査特別委員会が開会され、正副委員長の互選が行われました。 仮委員長から互選結果の報告を求めます。

白旗 修仮委員長。

## [仮委員長白旗 修君登壇]

**〇仮委員長(白旗 修君)** ただいま決算審査特別委員会を開会し、決算審査特別委員長、 及び副委員長の互選を行いました。

委員長には産業建設常任委員会の坂本啓次議員、そして副委員長には文教厚生委員会の

今井利和議員に決まりました。

以上、報告をいたします。

〇議長(井原正光君) 報告が終わりました。

ここで、委員長の挨拶をお願いいたします。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審查特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長(坂本啓次君) ただいま推薦いただきましてありがとうございました。

あすからの委員会は、滞りなく頑張りたいと思います。ここにおられる課長方の適正なる速やかな説明をいただきながら、速やかに終われることを念願いたしまして、一生懸命委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

〇議長(井原正光君) 挨拶が終わりました。

決算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の決算審査特別委員会日程のとおりです。 十分なる審査の上、来る9月12日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

O議長(井原正光君) 日程第25、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

あす9月3日から9月8日までの6日間は、特別委員会付託審査及び議案調査のため休 会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(井原正光君) 異議なしと認めます。したがって、あす9月3日から9月8日までの6日間は、議案調査、並びに特別委員会付託審査のため休会とすることに決定しました。

○議長(井原正光君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は9月9日午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後3時30分散会